



身近な自然の観察・記録活動 石神井川緑道版

2023.9.14

一人ひとりの自主活動 だれでも参加できます

活動：月2回(第二木曜日・第四金曜日) (雨天は小雨でも中止)
問合せ・連絡先：090-8646-9757 木村松夫 com-matchan@hotmail.co.jp

2023年10月までの石神井川観察は、9/29(金)、10/12(木)、10/27(金)
9:30JR社宅(イーストハイム)前街路観察 10:00 帝京大学病院北側の御成橋から再出発

ビッグモーター 街路樹殺し事件

街路樹の植栽は「器物」扱い これで「みどりのまちづ くり」ができるわけがない!

各地の自治体は、自店の前の歩道の植え込みを「環境整備・衛生」のために根こそぎ刈り取ってしまったビッグモーターを「器物損壊」の罪で警察に告発しています。植物は生き物だから、生き物を殺してしまうのは良くないのではないかと告発しているのではないのです。ここでは、街路として植えられた植物はたんなる置物でしかなかったことがはっきりしました。植え込まれたこの木は、行政的には「器物」でしかないので、枯れたら



(壊れたら) 植えかえればいいという取り扱い。

植栽された木の下に生えてきた**野草**は、器物でさえない雑物、こちらの**ゴミ**と同じ扱いでしかないのだから、絶滅・退治するのが当たり前としてきたわけです。植樹された植物はもちろん、そこに生えてきた植

物も、みんな命を燃やしている生き物なのだから大切にしようという考えでまちなかのみどりを増やしてきたわけではないことが、「ビッグモーター街路樹殺し事件」の本質です。

植物＝飾り物＝器物 の考え方はいつでも変えられるはず

街の中の野生動物は鳥獣保護法によって基本的に守られています。害獣の場合は捕獲・排除が定められてはいるものの、①生物多様性保全、②生活環境の保全、③農林・水産業の健全な発展の観点から保護の対象とされているのです。一方、植物の場合は「国立公園」など一定のエリアに網をかけて保護を法制化していることはあっても、「まちなかの植物保護法」のようなものはありません。しかし、保護法令がないからといって、そこに生きるものを根こそぎ殺してしまわなければならない理（ことわり）はないはずです。

石神井川緑道では度々紹介しているようにウマノアシガタの群落は草刈りを免れて生き残っているし、街角では自宅の前の街路樹の下を花壇として草花を植えている人はたくさんいて（左の写真は環七沿いの歩道植え込み下に「アボカドの木」の札＝大事に育てている人がいるのでしょう）、草刈り事業者への発注書を杓子定規に適用して野草の皆伐を行わなくてもよいのです。



いくら殺してもまた息づいて きて必死に生きる姿！足元に希少な植物！



←帝京大学附属病院前の新歩道。水不足で立ち枯れたキンシバイですが、一部では新芽を吹いて再開花。



他の場所では滅多に見られないヒメクグ（カヤツリグサ科、右上）、コウゾリ

ナ（キク科、右中）。行政も市民も、こういう身近に生きる野草を大切にしていくならば暮らし方を作りあげていかなければ、戦争がなくてもカサカサの人間味がない世の中になってしまいます。



気候の変化が影響する草とそうではない草



気温の変化よりも昼と夜の時間が同じになる時期に咲くヒガンバナ、9/14では蕾でした→
←近年は通年開花のノゲシ。



猛暑下の今年はどこでも小型化している不思議！ 暑さ負け？